

## 随意契約結果及び契約の内容

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 業 務 の 名 称                    | 令和5年度阿蘇砂防UAV自律飛行による砂防施設点検検討業務  |
| 業 務 概 要                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画準備 1式</li> <li>・資料収集整理 1式</li> <li>・現地踏査 1式</li> <li>・砂防施設点検計画の作成 1式</li> <li>・UAVによる施設点検検討 1式</li> <li>・今後の活用方針の検討 1式</li> <li>・阿蘇砂防DX検討 1式</li> <li>・報告書作成 1式</li> </ul> |
| 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官<br>九州地方整備局 阿蘇砂防事務所長<br>坂井 佑介<br>熊本県熊本市東区下南部1-4-73  |
| 契 約 年 月 日                    | 令和 5年 6月23日  |
| 契 約 業 者 名                    | アジア航測（株）南九州支店  |
| 契 約 業 者 の 住 所                | 熊本県熊本市中央区神水2丁目7番10号 神水中島ビル   |
| 契 約 金 額                      | 34,980,000円（税込み）   |
| 予 定 価 格                      | 35,002,000円（税込み）   |
| 随意契約によることとした理由               |  |
| 業 務 場 所                      | 阿蘇砂防事務所管内  |
| 業 種 区 分                      | 土木関係建設コンサルタント業務  |
| 履 行 期 間 (自)                  | 令和 5年 6月24日  |
| 履 行 期 間 (至)                  | 令和 6年 3月29日  |
| 備 考                          |  |

## 別添 1

### 契約理由書

1. 業務件名 令和5年度 UAV 自律飛行による砂防施設点検検討業務
2. 履行場所 阿蘇砂防事務所管内
3. 契約の相手方 住 所：熊本市中央区神水二丁目7番10号  
会社名：アジア航測株式会社南九州支店  
電 話：096-382-1591

4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

#### 1) 当該業務の目的

本業務は、阿蘇砂防管内の土石流危険溪流や砂防施設等における小型無人航空機（以下 UAV という。）を活用した施設点検（緊急点検・平常時点検）の実施手法の確立を構築するため、安全で効果的かつ効率的な点検方法の検討を行うものである。

#### 2) 業務の内容

1. 計画準備 … 1 式
2. 資料収集整理 … 1 式
3. 現地踏査 … 1 式
4. 砂防施設点検計画の作成 … 1 式
5. UAV による施設点検検討 … 1 式
6. 今後の活用方針の検討 … 1 式
7. 阿蘇砂防 DX 検討 … 1 式
8. 報告書作成 … 1 式

#### 3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を33者が入手（ダウンロード）し、7者から参加表明書が提出され、5者が参加資格を有していた。

参加資格を有する5者を技術提案書の提出者として技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「業務理解度」、「実施手順」、「その他」における「実施フローの工夫」、「有益な代替案または重要事項の指摘」が記載されていること、及び特定テーマの「阿蘇カルデラ内における無人航空機を用いた施設点検手法に関する着眼点」に対する技術提案について「的確性」、「実現性」について、総合的に優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

（契約理由書作成者）阿蘇砂防事務所 調査課長